

企業価値担保権 認知度は 3 割超に上昇も 知らない企業も半数に

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須

埼玉県・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025 年
4 月)



本件照会先

丸山昌吾、梅林政文
帝国データバンク
大宮支社情報部
048-729-7702(直通)
Email:info.ohmiya@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/06/24

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンク
に帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成して
おります。著作権法の範囲内でご利用いただき、
私的利用を超えた複製および転載を固く禁じま
す。

SUMMARY

企業価値担保権の認知度は 36.4%と前回調査(2024 年 9 月)より 9.2 ポイント上昇したが、
他方、半数以上の企業に認知されていない状況が続いた。活用意向のある企業は 30.9%で、
「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「既存の融資」「自己資本」で十分と
いった理由で活用意向のない企業も 28.6%あった。制度の周知不足や金融機関による評価の
難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

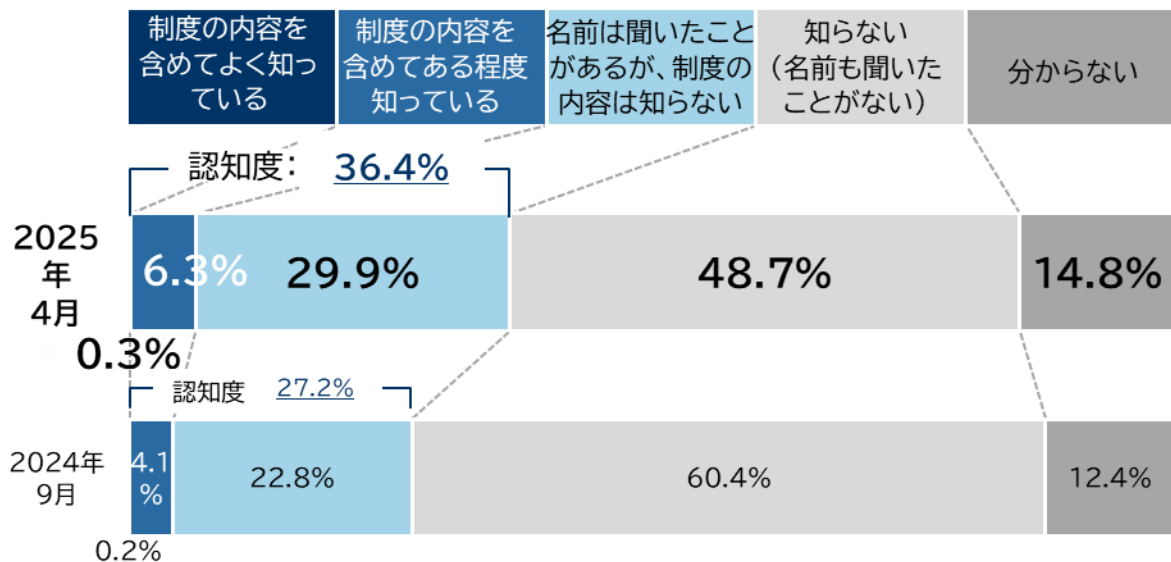
※株式会社帝国データバンク大宮支店は、埼玉県企業 1001 社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。な
お、企業価値担保権に関する調査は、2024 年 9 月に実施し今回で 2 回目
調査期間:2025 年 4 月 16 日～4 月 30 日(インターネット調査)
調査対象:埼玉県企業 1001 社、有効回答企業数は 398 社(回答率 39.8%)

認知度は 36.4%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数超

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 36.4%（前回調査 27.2%）と前回調査より 9.2 ポイント上昇し、3 社に 1 社が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.3%（同 0.2%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 6.3%（同 4.1%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」29.9%（同 22.8%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 48.7%（同 60.4%）と、前回調査から 11.7 ポイント減少したが、依然半数の企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



注1: 2025年4月調査の母数は398社、2024年9月調査は412社

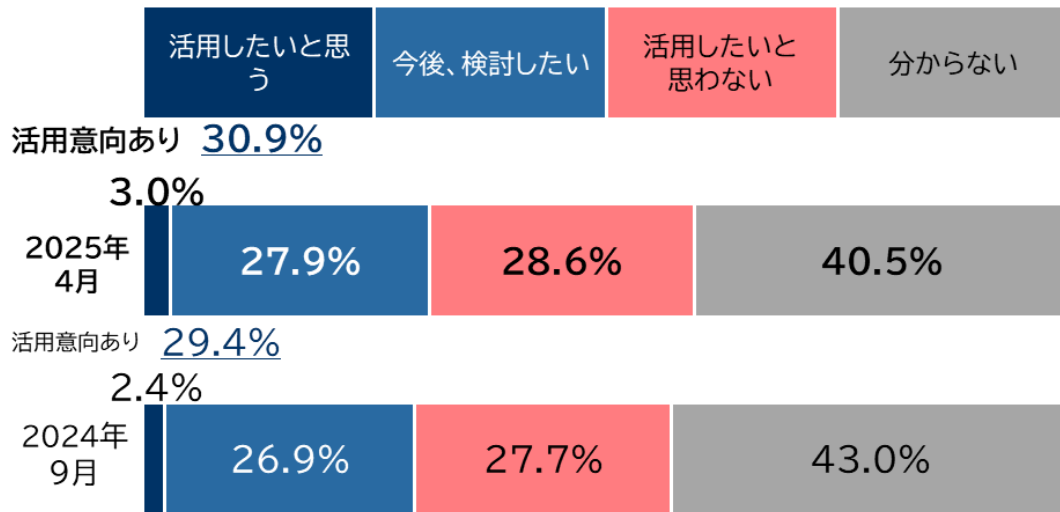
注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とは

『活用意向あり』企業は約 3 割

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 3.0%（前回調査 2.4%）、「今後検討したい」は 27.9%（同 26.9%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は 30.9%（同 29.4%）だった。前回調査よりやや増加がみられた。他方、「活用したいと思わない」は 28.6%（同 27.7%）で、企業間で見解が分かれる結果となった。

また、「分からない」が 40.5%（同 43.0%）と依然として約 4 割を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

企業価値担保権の活用意向（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



注1: 2025年4月調査の母数は398社、2024年9月調査は412社
 注2: 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

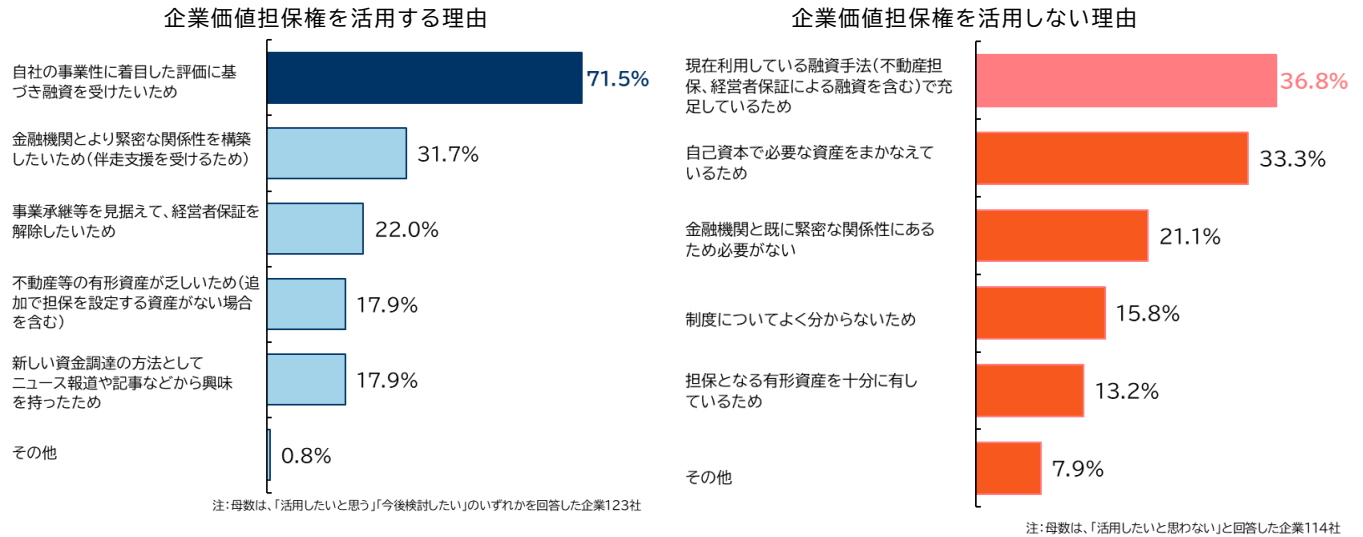
活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「自己資本」「既存の融資」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 71.5%と突出して高かった。次いで高かったのは「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため（伴走支援を受けるため）」（31.7%）で、企業からは「金融機関と嘘偽りのない会話を密におこなって、必要な時に必要な借入ができるようにしたい」（製造）といった声が聞かれた。そして、3 番目に高かったのは「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」（22.0%）だった。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、36.8%の企業が「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」と回答し最も高かった。次いで、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が 33.3%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が 21.1%で続いた。

企業の声として具体的には、「現在の借入資金は、担保がなく借りられているため、企業価値担保権を活用しなくてもいいと考えている」（製造）や「言葉の意味はよく分かりませんが、数字で定めることが難しいような価値等を金銭で決めるのはなかなか難しいと思います」（不動産）などといった声が聞かれたほか、「金融機関は机の上で決算書の数字だけ眺めるのではなく、地域の評判や、会社役員の人柄、社風なども含めたトータルの評価を下すべき」（建設）、「金融機関の目利き力が問われると考える。そう考えると需要があってもあまり広まらないのではないか？」（製造）といった声も聞かれた。

企業価値担保権の活用意向別の理由



企業価値担保権、2026 年春施行へ 新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの現状では 36.4%にとどまり、活用意向も約 3 割と限定的だった。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が突出して高かった一方で、「既存の融資で十分」「自己資本で充足」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。

制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計、全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。